

令和 3 年分

（ 年 月 日開催分）

収支報告書

（ふりがな）

- 政治団体の名称
- 主たる事務所の所在地
- 代表者の氏名
- 会計責任者の氏名

りっけんみんしゅとうおおさかふだいさんくそうしふ / /

立憲民主党大阪府第3区総支部 / /

大阪府大阪市住之江区粉浜1-20-17 / /

萩原 仁 / /

岡本 大介 / /

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

岡本 大介

(電話) 06-6655-0866

(電話) 090-3704-6161

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____ (現・候)

(選挙区) _____ 選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 萩原 仁

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
P B 0008	R03	R040530		007050

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
		14	750	258
(前年からの繰越額)		1	115	258
(本年の収入額)		13	635	000
支 出 総 額		12	994	442
翌年への繰越額		1	755	816

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
		31	500	000
員数(党費又は会費を納入した人の数)				315

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附			310	000	
(ウ) 政治団体からの寄附			300	000	
小計(ア)+(イ)+(ウ)			340	000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合 計(ア+イ)			340	000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額									年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円								
立憲民主党本部		1	5	0	0	0	0	0	0	3.1.15	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		1	0	0	0	0	0	0	0	3.2.18	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		3	0	0	0	0	0	0	0	3.2.19	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		1	5	0	0	0	0	0	0	3.3.26	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		2	0	0	0	0	0	0	0	3.6.21	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		1	5	0	0	0	0	0	0	3.6.22	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		2	0	0	0	0	0	0	0	3.8.3	東京都千代田区永田町1-11-1	
こ の 頁 の 小 計		1	2	5	0	0	0	0	0			
合 計		1	2	5	0	0	0	0	0			

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	1. 個人 ② 法人その他の団体 3. 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額					年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考
(株) ケイアイティ	十億	百万	千	円		3.8.19	大阪府阿倍野区阪南町1-30-2	濱本克義	
この頁の小計						3000000			
その他の寄附						100000			
合計						3100000			

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	1. 個人 2. 法人その他の団体 ③ 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額					年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円					
大阪府宅建政治連盟			30000			3.10.1	大阪市中央区船越町2-2-1	高村永振	
この頁の小計			30000						
その他の寄附									
合 計			30000						

(その6)

(6) その他の収入												
摘 要	金 額										備 考	
			十億		百万		千			円		
金銭以外の寄附相当分						4	8	0	0	0	0	3.12.26
こ の 頁 の 小 計						4	8	0	0	0	0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の											0	
合 計						4	8	0	0	0	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目	金 額										備 考
	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出										
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	千	百	十
1 経常経費											
(1) 人件費		6	9	9	5	9	2	6			
(2) 光熱水費				4	3	2	9	9			
(3) 備品・消耗品費		1	2	3	2	0	6	7			
(4) 事務所費		2	3	9	6	4	0	8			
小計		1	0	6	6	7	7	0	0		
2 政治活動費											
(1) 組織活動費				2	8	1	7	9	6		
(2) 選挙関係費									0		
(3) 機関紙誌の発行費			1	5	6	4	9	4	6		
(ア機関紙誌の発行事業費)									0		
(イ宣伝事業費)			1	5	6	4	9	4	6		
(ウ政治資金パーティー開催事業費)									0		
(エその他の事業費)									0		
(4) 調査研究費									0		
(5) 寄附・交付金				4	8	0	0	0	0		
(6) その他の経費									0		
小計			2	3	2	6	7	4	2		
合計		1	2	9	9	4	4	4	2		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 備品・消耗品費（備品費）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	百	十	円	百	十	円				
自転車パーツ代 ✓			✓	1	0	5	6	0		3.1.18	サイクルマン粉浜店 ✓	大阪市住吉区長狭町3-14	
防犯カメラ代 ✓			✓	3	0	3	6	0		3.3.22	塚本無線 ✓	三重県鈴鹿市磯山1-16-21	
自転車購入代 ✓			✓	1	4	5	6	0	0	3.4.11	サイクルマン粉浜店 ✓	大阪市住吉区長狭町3-14	
物置購入代 ✓			✓	2	3	4	2	2		3.4.28	インテリアのゲキカグ	和歌山県海南市冷水851	
パソコン購入費 ✓			✓	2	2	0	2	8	0	3.7.25	(株)ビックカメラなんば店	東京都豊島区高田3-23-23	
神具セット購入代 ✓			✓	1	1	3	4	9		3.9.1	コーナン南津守店 ✓	大阪市西成区南津守6-1-75	
防犯カメラ代 ✓			✓	1	8	0	2	6		3.9.15	新鋭(株)防犯ステーション	三重県津市高茶屋小森上野町1068-1	
電話機レンタル代 ✓			✓	4	6	2	3	0		3.11.2	日本テレシス(株) ✓	福井県福井市順化2-2-3	
電話機レンタル代 ✓			✓	5	0	6	4	4		3.11.25	日本テレシス(株) ✓	福井県福井市順化2-2-3	
この頁の小計				5	5	6	4	7	1		✓		
その他の支出					6	6	6	8	2		✓		
合計				6	2	3	1	5	3		✓		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 備品・消耗品費（消耗品費）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
名刺代 ✓				1	3	4	2	0		3.2.26	(株)フリーテック	大阪市天王寺区勝山3-9-15-4F	
名刺代 ✓				1	0	0	1	0		3.7.27	(株)フリーテック	大阪市天王寺区勝山3-9-15-4F	
文具代 ✓				1	5	4	4	7		3.9.26	ブングルドットコム(株)	熊本県熊本市北区楠6-4-23	
文具代 ✓				5	7	0	6	4		3.11.25	ブングルドットコム(株)	熊本県熊本市北区楠6-4-23	
この頁の小計				9	5	9	4	1					
その他の支出				5	1	2	9	7	3				
合計				6	0	8	9	1	4				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 事務所費（賃借料）			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円				
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.1.25	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.2.26	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.3.29	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.4.26	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.5.25	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.6.25	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.7.27	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.8.26	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.9.27	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.10.18	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.11.25	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
事務所家賃 ✓		✓	77	000	3.12.24	桃川儀一 ✓	大阪市住之江区粉浜1-7-6	
この頁の小計			924	000				
その他の支出				2640				
合計			926	640				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費（造作修繕費）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
事務所クリーニング代 /			4	4	0	0	0			3.8.21	RoyalPlanning(株) /	大阪市生野区巽西3-8-22-1F	
事務所看板作成費 /			2	4	2	0	0	0		3.11.2	田平看板 /	大阪市旭区高殿6-14-21	
事務所改装工事費 /			9	9	0	0	0	0		3.11.30	八房建設(株) /	奈良県橿原市久米町697-3	
この頁の小計			1	2	7	6	0	0	0		/		
その他の支出									0				
合計			1	2	7	6	0	0	0		/		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳								項目別区分 事務所費（事務管理費）				
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考	
	十億	百万	千	百	十	千	円					
政治資金監査費用			1	2	0	0	0	0	3.6.25	西山茂税理士事務所	大阪市中央区農人橋1-4-31-3F	
この頁の小計			1	2	0	0	0	0				
その他の支出				1	9	4	3	0				
合計			1	3	9	4	3	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (交通費)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
旅費 ✓			1	9590	3.3.10	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	
旅費 ✓			1	9590	3.3.10	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	
旅費 ✓			1	3870	3.5.31	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	
旅費 ✓			1	3870	3.6.1	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	
旅費 ✓			3	6400	3.7.8	(株)JTB ✓	東京都品川区東品川2-3-11	
この頁の小計			1	03320	✓	✓		
その他の支出			1	78476	✓			
合計			2	81796	✓	✓		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費				(宣伝広告費)		
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考			
	十億	百万	千	百	十	円	百	十	円							
チラシ印刷代				2	1	0	1	2		3.1.10	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
チラシ印刷代				2	5	2	6	5		3.3.16	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
チラシ印刷代				2	3	7	5	8		3.4.1	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
ポスター製作費			7	1	4	6	7	0		3.4.26	スタジオくとうてん	大阪市北区西天満5-9-5-8F				
チラシ印刷代				2	5	5	4	9		3.5.14	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
チラシ印刷代				2	5	9	7	5		3.6.4	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
チラシ印刷代				3	6	8	5	1		3.6.16	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
WEB広告費			1	3	2	0	0	0		3.6.25	イチニ(株)	東京都港区北青山3-3-7-3F				
ポスター製作費				3	4	6	5	0		3.6.25	スタジオくとうてん	大阪市北区西天満5-9-5-8F				
チラシ印刷代				1	9	8	3	9		3.7.27	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
のぼり作成費				1	6	2	8	0		3.8.7	(株)イタミアート	岡山県岡山市南区新保660-15				
チラシ印刷代				2	5	9	7	5		3.8.14	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
チラシ印刷代				3	0	3	1	3		3.8.27	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎 2-24-9アイビル1F				
ワッポン代				1	8	4	0	0		3.10.5	一栄(株)	愛知県名古屋市中区あし原町245				
シール作成費				9	2	2	9	0		3.12.24	スタジオくとうてん	大阪市北区西天満5-9-5-8F				
この頁の小計			1	2	4	2	8	2	7							
その他の支出					2	7	9	4	8							
合 計			1	2	7	0	7	7	5							

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 宣伝事業費 (遊説費)						
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円							
街宣車車検代 ✓			6	9	5	2	8	3.4.24	オートバックス住之江店	大阪府高槻市大塚町1-2-6	
街宣車車検代 ✓			1	6	5	0	0	3.11.2	榑東作	大阪市天王寺区上本町9-5-14	
この頁の小計				8	6	0	2	8	✓	✓	
その他の支出				2	0	8	1	4	3		
合計				2	9	4	1	7	1		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 寄附・交付金 (寄附)				
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	百	十	円	銭					
寄附			4	8	0	0	0	0	3.12.26	新仁会	大阪市住之江区粉浜1-20-17	事務所無償提供
この頁の小計			4	8	0	0	0	0				
その他の支出								0				
合計			4	8	0	0	0	0				

(その17)

資産等の状況 /

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 27 日

政治団体の名称 立憲民主党大阪府第3区総支部

会計責任者の氏名 岡本 大介



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名

)

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

2246

2246

政治資金監査報告書

令和4年5月26日

立憲民主党大阪府第3区総支部

代表 萩原 仁 殿

登録政治資金監査人 西山 秀

登録番号 第2599号

研修修了年月日 平成21年7月17日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党大阪府第3区総支部の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写を含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党大阪府第3区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党大阪府第3区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党大阪府第3区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上